

社会福祉法人 敬真福祉会 個人情報保護規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、個人情報保護法の制定により、社会福祉法人敬真福祉会（以下「法人」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益の保護を図ると共に、事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、（身体、財産、社会的地位に関する事実を表す情報等他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成された個人情報を含む情報の集合物

(2) 前号に掲げるもののほか、紙媒体等であつて、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された個人情報を含む情報の集合物

3 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この規程において「個人保有データ」とは、法人が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより本人または家族等の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの、または違法若しくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの以外のものをいう。

5 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定個人をいう。

6 この規程において「従業者」とは、法人の指揮命令を受けて法人の業務に従事する者をいう。

7 この規程において「匿名化」とは、個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(法人等の責務)

第3条 法人は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し、個人情報保護に関

する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に対して必要な措置を講じなければならない。

- 2 法人の役員及び評議員並びに職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 2 章 個人情報の利用目的及び取得並びに公表

(利用目的の特定)

第4条 法人は、利用者等との契約書等から個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う事業の利用者目的を事前に明示し、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

- 2 法人は、前項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うとともに、本人に通知しなければならない。

(利用目的による制限)

第5条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 法人は、合併その他の事由により他の法人等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(適正な取得)

第6条 法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法でこれを行うものとする。

- 2 法人は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事業の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

- 3 法人は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれ

かに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令等に定めがあるとき
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき
 - (4) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (5) 所在不明、判断能力が不十分、その他の事由により、本人から取得することができないとき
 - (6) 相談、援助、指導、代理、代行、争訟、選考等の事業で本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、または事業の性質上本人から取得したのでは事業の適正な執行に支障が生じると認められるとき
- 4 法人は、前項(5)(6)の規程に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、または公表するものとする。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(公表)

第8条 法人は別に定める様式により個人情報取扱事業に係る目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。ただし、専ら法人の職員又は職員であった者に係る事項については、この限りでない。

第 3 章 個人情報の管理

(適正管理)

第9条 法人は、個人情報を取り扱う事業の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。

2 法人は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 法人は、保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した文書等を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

4 法人は、その従事者に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従事者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託等に伴う措置)

第10条 法人は、個人情報を取り扱う事業の委託等を行うときは、個人情報の保護に関し、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 再委託の禁止

(2) 第三者への提供の禁止

(3) 委託された事業以外への使用の禁止

(4) 複写及び複製の禁止

(5) 機密保持の義務

(6) 返還及び廃棄の義務

(7) 事故発生時における報告の義務

(受託者等の責務)

第11条 法人から個人情報を取り扱う事業を受託した者は、前条に基づき個人情報の漏えい、滅失及び毀損防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の受託事業に従事している者又は従事していた者はその事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第 4 章 個人情報の利用及び提供

(個人情報の利用及び提供の制限)

第12条 法人は、個人情報を取り扱う事業の利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の法人内における利用及び法人以外のものへの提供（以下「目的外利用・提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・

提供をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令等に定めがあるとき
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事業を遂行することに対して協力する必要があるあって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 3 法人は、目的外利用・提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(個人データの第三者提供)

第13条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的または個人データの管理について、責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(個人情報の外部提供に伴う制限)

第14条 法人は、個人情報の法人以外の者への提供（以下「外部提供」という。）をする場合は、外部提供を受ける者に対し、個人情報使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な

制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

- 2 法人は、事業の執行上必要かつ適切と認められ及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、インターネット等による個人情報の外部提供をしてはならない。

第 5 章 自己の個人情報の開示及び訂正並びに利用停止等の申出

(開示申出ができる者)

第15条 何人も、法人に対し、法人の役員及び評議員並びに職員が職務上取得した文書等であって、組織的に用いるものとして、法人が保有している個人情報データベース等（新聞、雑誌、書籍その他の不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下同じ。）に記録されている自己の個人情報（以下「自己情報」という。）の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

- 2 自己情報の開示申出は、本人に代わって代理人によって行うことができる。

(開示申出方法)

第16条 前条の規定に基づき開示申出をしようとする者は、法人に対して、別に定める自己情報開示等申出書を提出しなければならない。

- 2 開示申出をしようとする者は、法人に対して、自己が当該開示申出に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 法人は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることとし、開示申出者が補正を行わない場合には、当該開示申出に応じないことができる。

(開示申出に対する決定)

第17条 法人は、開示申出があった日から原則として10日以内に、開示申出者に対して、開示申出に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定（第21条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る個人情報が記録された個人情報データベース等を保有していないときの当該決定を含む。）をするものとする。ただし前条第3項の規定により、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 法人は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨通知するものとする。
- 3 法人は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等をする事ができないと認められる場合には、30日以内に決定するものとする。
- 4 法人は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは開示申出者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示すものとする。

- 5 法人は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る個人情報に法人以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。

(開示の方法)

第18条 個人情報の開示は、個人情報が記録された個人情報データベース等の当該個人情報に係る部分につき、文書、図面又は写真にあっては閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、フィルムにあっては視聴又は写しの交付により、磁器テープ、磁器ディスク等にあっては視聴、閲覧、写しの交付等で適切な方法により行う。

- 2 前項の視聴又は閲覧の方法による個人情報の開示にあっては、法人は、当該個人情報が記録された個人情報データベース等の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該個人情報が記録された請求対象文書の写しにより開示することかできる。

(開示しないことができる個人情報)

第19条 法人は、開示申出に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき
- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき
- (3) 調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき
- (4) 開示することにより、第三者の権利を侵害するおそれがあるとき
- (5) 区市町村その他関係機関との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報であって、当該機関が開示することに同意しないとき
- (6) 未成年者の法定代理人による開示の申出がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき

(一部開示)

第20条 法人は、開示申出に係る個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる個人情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の個人情報とがある場合において、開示申出の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非開示情報を除いて、開示するものとする。

(個人情報の存否に関する情報)

第21条 開示申出に対し、当該開示申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、法人は、当該個人情報の存否を明らかにしないで当該開示申出を拒否することができる。

(訂正の申出ができるもの)

第22条 何人も、第17条第1項の規定による開示の回答を受けた自己情報に事実の誤りがあると認めるときは、法人に対し、その訂正の申出をすることができる。

2 第15条第2項の規定は、訂正の申出について準用する。

(削除の申出ができるもの)

第23条 何人も、法人が第4条の規定に反して自己情報を収集し、又は第9条第3項の規定に反して自己情報を保有していると認めるときは、法人に対し、その削除の申出をすることができる。

2 第15条第2項の規定は、削除の申出について準用する。

(目的外利用及び外部提供の利用停止の申出ができるもの)

第24条 何人も、法人が第12条第1項又は第14条各項の規定に反して自己情報の目的外利用または外部提供をしたと認めるときは、法人に対しその中止の申出をすることができる。

2 第15条第2項の規定は、利用停止の申出について準用する。

(訂正等の申出の方法)

第25条 第22条から前条の規定に基づき訂正、削除、利用停止（以下「訂正等」という。）の申出をしようとする者は、法人に対して、別に定める自己情報開示等申出書を提示しなければならない。

2 訂正等の申出をしようとする者は、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第12条第2項及び第3項の規定は、訂正等の申出について準用する。

(訂正等の申出に対する決定)

第26条 第13条各項の規定は、訂正等の申出に対する決定（以下「訂正決定」という。）に準用する。

(費用の負担)

第27条 この規定による自己情報の開示及び訂正に係る費用は、無料とする。ただし、法人は自己情報の写しの交付に要する実費について、請求者に負担を求めることができる。

第 6 章 異議の申出、その他

(異議の申出)

第28条 開示申出者又は訂正の申出者は、第12条第1項による開示決定等又は第22条による訂正決定等について不服があるときは、法人に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）ができる。

- 2 前項の異議申出は、開示決定等又は訂正決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。
- 3 第1項の異議申出があった場合は、法人は、当該異議申出のあった日から原則として14日以内に対象となった開示決定等又は訂正決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。
- 4 法人は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に異議申出に対する回答を行うことができないと認められる場合には、30日以内に決定するよう努めるものとする。
- 5 第3項及び前項に定める異議申出に対する対応は、別に定める苦情解決に関する規程により行うものとする。

(他の制度との調整等)

第29条 他の法令の規定により、法人に対して自己情報の開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は、その定めるところによる。

(内部監査員監査)

第30条 施設長は、個人情報保護がこの規定に基づき適正に執行されているか、年1回内部監査員に内部監査を行わせるものとし、監査結果を理事長に報告させるものとする。

(個人情報保護管理者)

第31条 法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、風の丘施設長（以下「施設長」という。）とする。
- 3 施設長は理事長の指示及びこの規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従事者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 施設長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直しまたは改善を行うものとする。
- 5 施設長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従事者に委任することができる。

(苦情対応)

第32条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情について必要な態勢整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は施設長とする。
- 3 施設長は、苦情対応の業務を職員に委任することができる。その場合は、あらかじめ職員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従事者の義務)

第33条 法人の従事者または従事者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに

他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

- 2 この規定に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した従事者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、従事者に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(委 任)

第34条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年 月 日に施行し、
平成17年4月1日から適用する。